

9 申請書等の作成

鉛筆やシャープペンシルで記入した申請書等や確認資料は不可

建設業許可申請書

この申請書により、建設業の許可を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

登記上と事実上の本店（主たる営業所）が異なる場合は、所在地を二重書きする
（登記上）
（事実上）
個人の場合、住民票上の住所が登記上の住所となる
その他の書類には、事実上の所在地のみ記入する

平成 年 月 日

・法人は登録している代表者印
・個人は実印

地方整備局長
北海道開発局長
埼玉県 知事 殿

申請者 (株)スズキ建設
代表取締役 鈴木太郎 印

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

行政側記入欄

大臣コード
知事

許可番号 01 頂番 3
国土交通大臣 許可(般 -) 第 5 10 号 平成 11 13 15 日

申請の区分 02 3
(1 新規 4 業種追加 7 般・特新規 + 更新
2 許可換え新規 5 更新 8 業種追加 + 更新
3 般・特新規 6 般・特新規 + 業種追加 9 般・特新規 + 業種追加 + 更新)

申請年月日 03 平成 3 年 月 日

許可の有効期間の調整 4 (1. する
2. しない)

更新申請時に複数ある許可日を一つにまとめる場合は「1」、それ以外は「2」

許可を受けようとする建設業 04 21 2
(1. 一般
2. 特定)

申請時において既に許可を受けている建設業 05

商号又は名称のフリガナ 06 スズキケンセツ

商号又は名称 07 (株)スズキ建設

戸籍のとおり記入

代表者又は個人の氏名のフリガナ 08 スズキ タロウ

代表者又は個人の氏名 09 鈴木 太郎 支配人の氏名
個人事業主で支配人を置く場合に記入

主たる営業所の所在地市区町村コード 10 11107 都道府県名 埼玉県 市区町村名 さいたま市浦和区

主たる営業所の所在地 11 高砂3151

登記上の所在地と事実上の所在地が異なる場合は、事実上の所在地を記入

郵便番号 12 330-9301 電話番号 10 0481234567

大字・字名は不要

ファックス番号 048-123-4567 左詰め

資本金額又は出資総額 13 5000 (千円) 右詰め 法人番号 13 1234567890123

兼業の有無 14 1 (1. 有
2. 無) 建設業以外に行っている営業の種類 建設資材販売

経営業務の管理責任者の氏名 鈴木太郎

許可換えの区分 15 3 (1. 大臣許可 知事許可 2. 知事許可 大臣許可 3. 知事許可 他の知事許可)

許可換え申請の場合のみ記入

大臣コード 表7 大臣・都道府県コード

複数の許可を受けている場合は、最も古い許可の年月日を記入

旧許可番号 16 3 国土交通大臣 許可(般 -) 第 5 10 号 平成 11 13 15 日

役員等、営業所及び営業所に置く専任の技術者については別紙による。

連絡先 (株)スズキ建設

所属等 総務部 氏名 佐々木 健 電話番号 担当者の連絡先

ファックス番号 担当者の連絡先

様式第一号

記載要領

- 1 「 地方整備局長
北海道開発局長
知事」、 「国土交通大臣
知事」 及び 「般
特」 については、不要のものを消すこと。
- 2 「申請者」の欄は、この申請書により許可を申請する者（以下「申請者」という。）の他にこの申請書又は添付書類を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 3 太線の枠内には記入しないこと。
- 4 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□□12のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えばA建設工業□□のように左詰めで記入すること。
- 5 02「申請の区分」の欄の「許可の有効期間の調整」の欄は、この申請書により許可を申請する時に、既に許可を受けている建設業の全部について許可の更新の申請を行い許可の有効期間の満了の日を同一とする場合は「1」を、しない場合は「2」をカラムに記入すること。
- 6 04「許可を受けようとする建設業」の欄は、この申請書により許可を受けようとする建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

- 7 05「申請時において既に許可を受けている建設業」の欄は、この申請書により許可を申請する時に既に許可を受けている建設業があれば6と同じ要領で記入すること。
なお、更新の申請の場合は、04「許可を受けようとする建設業」の欄及び05「申請時において既に許可を受けている建設業」の欄の両方に記入すること。
- 8 06「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はハのように1文字として扱うこと。
なお、株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナは記入しないこと。
- 9 07「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いること。

(例) (株) A建設 (有) B建設

種 類	略 号
株 式 会 社	(株)
特例有限会社	(有)
合 名 会 社	(名)
合 資 会 社	(資)
合 同 会 社	(合)
協 同 組 合	(同)
協 業 組 合	(業)
企 業 組 合	(企)

- 10 08「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はハのように1文字として扱うこと。
- 11 09「代表者又は個人の氏名」の欄は、申請者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に1カラム空けて記入すること。また、「支配人の氏名」の欄は、申請者が個人の場合において、支配人があるときは、その者の氏名を記載すること。
- 12 10「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。
「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ主たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。
- 13 11「主たる営業所の所在地」の欄は、12により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－（ハイフン）を用いて、例えば震 込 関 2 - 1 - 1 3 のように記入すること。
- 14 12のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、例えば0 3 - 5 2 5 3 - 8 1 1 1 のように左詰めで記入すること。
- 15 13「資本金額又は出資総額」の欄は、申請者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入し、申請者が個人の場合には記入しないこと。
「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入すること。

様式第一号

16 ①⑤「許可換えの区分」の欄並びに①⑥「旧許可番号」及び「旧許可年月日」の欄は、現在許可を受けている行政庁以外の行政庁に対し新規に許可を申請する場合にのみ記入すること。

「旧許可番号」の欄の「大臣
知事」コードの欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。

また、「旧許可番号」及び「旧許可年月日」の欄は、例えば①②③④又は①月①日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

17 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。

表7 大臣・都道府県コード

00	国土交通大臣	10	群馬県	20	長野県	30	和歌山県	40	福岡県
01	北海道	11	埼玉県	21	岐阜県	31	鳥取県	41	佐賀県
02	青森県	12	千葉県	22	静岡県	32	島根県	42	長崎県
03	岩手県	13	東京都	23	愛知県	33	岡山県	43	熊本県
04	宮城県	14	神奈川県	24	三重県	34	広島県	44	大分県
05	秋田県	15	新潟県	25	滋賀県	35	山口県	45	宮城県
06	山形県	16	富山県	26	京都府	36	徳島県	46	鹿児島県
07	福島県	17	石川県	27	大阪府	37	香川県	47	沖縄県
08	茨城県	18	福井県	28	兵庫県	38	愛媛県		
09	栃木県	19	山梨県	29	奈良県	39	高知県		

表8 市区町村コード

コード	市町村名	コード	市町村名	コード	市町村名	
11101	さいたま市西区	11224	戸田 市	(比企郡)		
11102	さいたま市北区	11225	入間 市	11341	滑川 町	
11103	さいたま市大宮区	11227	朝霞 市	11342	嵐山 町	
11104	さいたま市見沼区	11228	志木 市	11343	小川 町	
11105	さいたま市中央区	11229	和光 市	11346	川島 町	
11106	さいたま市桜区	11230	新座 市	11347	吉見 町	
11107	さいたま市浦和区	11231	桶川 市	11348	鳩山 町	
11108	さいたま市南区	11232	久喜 市	11349	ときがわ町	
11109	さいたま市緑区	11233	北本 市	(秩父郡)		
11110	さいたま市岩槻区	11234	八潮 市	11361	横瀬 町	
11201	川越 市	11235	富士見 市	11362	皆野 町	
11202	熊谷 市	11237	三郷 市	11363	長瀨 町	
11203	川口 市	11238	蓮田 市	11365	小鹿野 町	
11206	行田 市	11239	坂戸 市	11369	東秩父村	
11207	秩父 市	11240	幸手 市	(児玉郡)		
11208	所沢 市	11241	鶴ヶ島 市	11381	美里 町	
11209	飯能 市	11242	日高 市	11383	神川 町	
11210	加須 市	11243	吉川 市	11385	上里 町	
11211	本庄 市	11245	ふじみ野 市	(大里郡)		
11212	東松山 市	11246	白岡 市	11408	寄居 町	
11214	春日部 市			(南埼玉郡)		
11215	狭山 市			11442	宮代 町	
11216	羽生 市					
11217	鴻巣 市	(北足立郡)				
11218	深谷 市	11301	伊奈 町	(北葛飾郡)		
11219	上尾 市	(入間郡)			11464	杉戸 町
11221	草加 市	11324	三芳 町	11465	松伏 町	
11222	越谷 市	11326	毛呂山 町			
11223	蕨 市	11327	越生 町			

登記簿上と事実上の本店（主たる営業所）が異なる場合

- ・ 登記簿上の本店（個人の場合は住民票上の住所）では建設業の営業を行わない旨の誓約書（すべての許可申請時に必要）を提出してください。

建設業を営まない支店（従たる営業所）がある場合

- ・ 建設業の営業を行わない旨の誓約書（すべての許可申請時に必要）を提出してください。

営業所の要件の確認資料

- ・ 営業所の写真（外観（申請者の名称を表示した看板を入れたもの 2 枚以上） 郵便受け（申請者の名称を表示したもの 1 枚以上） 内部の状況（2 枚以上））（見取図の提出を求める場合があります。）

営業所の使用権原の確認資料（既に確認済みの営業所については不要）

レ	申請者の所有の場合	賃貸借の場合	使用貸借の場合
	次のいずれかを提出 <ul style="list-style-type: none"> ・ 建物全部事項証明書（原本） ・ 固定資産評価（課税）証明（原本） ・ 建物の火災等保険証（写し） 	次のものを提出 <ul style="list-style-type: none"> ・ 賃貸借契約書（写し） 	次のいずれかを提出 <ul style="list-style-type: none"> ・ 使用貸借契約書（写し） ・ 使用承諾書（写し）
		使用貸借の場合は、上記の確認資料に加えて、使用貸人の所有権を確認できる次のいずれかを提出 <ul style="list-style-type: none"> ・ 建物全部事項証明書（原本） ・ 固定資産評価（課税）証明書（原本） ・ 建物の火災等保険証（写し） 	
	建物の賃貸借（使用貸借）契約の目的が事務所でない場合は、建物所有者の「事務所としての使用を承諾する旨の書面（写し）」を提出 <p>建物の賃貸借（使用貸借）契約の期間が自動更新されない場合は、賃貸借契約にあつては直前 3 か月間の、賃貸料の支払いを確認できる領収書（写し）又は支払い事実が分かる預金通帳（写し）を提出、使用貸借契約にあつては直前 3 か月間の、営業所の所在地が確認できる申請者あての公共料金請求書（写し）を提出</p> <p>建物が共有物の場合は、他の共有者が、「事務所としての使用を承諾する旨の書面（写し）」を提出</p> <p>建物の所有権保存登記がされていない場合で使用権原を確認できないときは、次のいずれか又は同等のものを提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建物の存在する土地の使用権原を確認できる書類（自らが所有者でない場合は土地賃貸借（使用貸借）契約書（写し）、自らが所有者である場合は土地全部事項証明書（原本）） ・ 建物購入等契約書（写し）、営業所の所在地が確認できる申請者あての公共料金請求書（写し） 		

法人番号の確認資料

レ		書 類
	法人番号	次のいずれかを提出 <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人番号指定通知書（写し） ・ 国税庁法人番号公表サイトの検索結果（印刷）

個人事業主の場合は不要

役員等の一覧表

平成 年 月 日

役員等の氏名及び役名等			
氏名	氏名	役名等	常勤・非常勤の別
スズキ	タロウ	代表取締役	常勤
鈴木	太郎		
スズキ	ジロウ	取締役	常勤
鈴木	二郎		
スズキ	ハナコ	取締役	非常勤
鈴木	花子		
サイタマ	タロウ	相談役	非常勤
埼玉	太郎		
サイタマ	ジロウ	顧問	非常勤
埼玉	二郎		
サトウ	イチロウ	株主等	
佐藤	一郎		
役名等 株式会社、有限会社 代表取締役、取締役 合資会社、合名会社、合同会社 代表社員、業務執行社員 協同組合、協業組合、企業組合 代表理事、理事 相談役、顧問等がいる場合は記入			
常勤とは、建設業の営業所において休日その他の勤務を要しない日を除いて一定の計画のもとに常時所定の期間中、その職務に従事していることをいう			

1 法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。以下「株主等」という。）について記載すること。

2 「株主等」については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「常勤・非常勤の別」の欄に記載することを要しない。

枠内は記入しない

営業所一覧表(新規許可等)

行政庁側記入欄	
区 分	頂番 3 8 1 1
大臣コード	
許可番号	頂番 3 8 2
国土交通大臣 許可(一般-)第	5 10 号
許可年月日 平成 11 年 13 月 15 日	

(主たる営業所)

主たる営業所の名称については他に記入する書類(「営業所一覧表(更新)」 「専任技術者一覧表」 「使用人数」 「専任技術者証明書」 「健康保険等の加入状況」)と統一する

主たる営業所の名称	フリガナ ホンシャ 本 社
営業しようとする建設業	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 鋪 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解 8 3 2 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 変更前

(従たる営業所)

従たる営業所がない(主たる営業所のみ)場合、余白に「該当なし」と記入

従たる営業所の名称	フリガナ トダイキョウウシヨ 戸 田 営 業 所
-----------	-----------------------------

(主たる営業所)

従たる営業所の所在地市区町村	8 5 1 1 2 2 4	都道府県名 埼 玉 県	市区町村名 戸 田 市
従たる営業所の所在地	8 6 戸 田 町 1 1 1		
郵便番号	8 7 3 3 5 - 0 0 1 1	電話番号	0 4 8 2 3 4 5 6 7 8
営業しようとする建設業	8 8 2 1		

左詰め

許可を受けようとする建設業のうち、当該営業所において営業しようとする建設業を記入

(従たる営業所)

従たる営業所の名称	フリガナ		
従たる営業所の所在地市区町村	8 5	都道府県名	市区町村名
従たる営業所の所在地	8 6		
郵便番号	8 7	電話番号	
営業しようとする建設業	8 8		

様式第一号別紙二（1）

記載要領

- 1 太線の枠内には記入しないこと。
- 2 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように左詰めで記入すること。
- 3 8 3及び8 8「営業しようとする建設業」の欄は、営業しようとする建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

「変更前」の欄は、既に営業している建設業がある場合は同様の要領により記入すること。

- 4 8 5「従たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、従たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。
「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ従たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。
- 5 8 6「従たる営業所の所在地」の欄は、4により記入した市区町村コードによつて表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－（ハイフン）を用いて、例えば震 岡 関 2 - 1 - 1 3 □のように記入すること。
- 6 8 7のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、例えば0 3 - 5 2 5 3 - 8 1 1 1 □のように左詰めで記入すること。

営業所一覧表(更新)

営業所の名称		所在地(郵便番号・電話番号)	営業しようとする建設業	
			特定	一般
主たる 営業所	本社	〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 (048-123-4567)	土・と	建
	戸田営業所 ↑	〒335-0011 戸田市戸田町1-1-1 (048-234-5678)	土	建
従 たる 営 業 所	従たる営業所がない(主たる営業所のみ)場合、 従たる営業所の空欄に「該当なし」と記入			

(注)

- 「営業所」とは、建設工事についての見積り、入札、契約の締結等請負契約に関する事務を常時継続して行う事務所をいい、商業登記上の本店や支店であっても、建設工事に関する請負契約事務を行わない営業所は該当しません。従って、工事現場に置かれる工事事務所、作業所等は該当しません。
- 「主たる営業所」及び「従たる営業所」の欄は、それぞれ本店、支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所のうち該当するものについて記載してください。
- 「営業しようとする建設業」の欄は、許可を受けている建設業のうち左欄に記載した営業所において営業しようとする建設業を略号により、一般と特定に分けて記載してください。

収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄

記載要領

「収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄」は、収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書をはり付けること。ただし、登録免許税法（昭和42年法律第35号）第24条の2第1項又は令第4条ただし書の規定により国土交通大臣の許可に係る登録免許税又は許可手数料を現金をもつて納めた場合にあつては、この限りでない。

専任技術者一覧表

平成 年 月 日

営業所の名称	専任の技術者の氏名	建設工事の種類	有資格区分
本社	ヤマモト ヒロシ 山本 宏	(土)(と) - 9	13
"	スズキ タロウ 鈴木 太郎	(建) - 4	02
戸田営業所	キダ サブロウ 木田 三郎	(土) - 9 (建) - 7	13 38

表9 資格コード番号
(専任技術者)

表4 専任技術者の資格一覧表
(資格・免許及びコード番号)

様式第一号別紙四

記載要領

1 「建設工事の種類」の欄は、建設業許可申請書（別記様式第一号）別紙二（1）「営業所一覧表（新規許可等）」又は別紙二（2）「営業所一覧表（更新）」の「営業しようとする建設業」の欄に記載した建設業のうち、記載する技術者が専任の技術者となる建設業に係る建設工事すべてについて、例えば「土-9」のように、次の分類に従い、該当する数字と次の表の（ ）内に示された略号とを-（ハイフン）で結んで記載すること。

- ・一般建設業の場合
 - 「1」・・・・・・・・法第7条第2号イ該当
 - 「4」・・・・・・・・法第7条第2号ロ該当
 - 「7」・・・・・・・・法第7条第2号ハ該当
- ・特定建設業の場合
 - 「2」・・・・・・・・法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当
 - 「3」・・・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）
 - 「5」・・・・・・・・法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当
 - 「6」・・・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）
 - 「8」・・・・・・・・法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当
 - 「9」・・・・・・・・法第15条第2号イ該当

土木一式工事（土）	鋼構造物工事（鋼）	熱絶縁工事（絶）
建築一式工事（建）	鉄筋工事（筋）	電気通信工事（通）
大工工事（大）	舗装工事（舗）	造園工事（園）
左官工事（左）	しゅんせつ工事（しゅ）	さく井工事（井）
とび・土工・コンクリート工事（と）	板金工事（板）	建具工事（具）
石工事（石）	ガラス工事（ガ）	水道施設工事（水）
屋根工事（屋）	塗装工事（塗）	消防施設工事（消）
電気工事（電）	防水工事（防）	清掃施設工事（清）
管工事（管）	内装仕上工事（内）	解体工事（解）
タイル・れんが・ブロック工事（タ）	機械器具設置工事（機）	

2 「有資格区分」の欄は、記載する技術者が専任の技術者として該当する法第7条第2号及び法第15条第2号の区分（法第7条第2号ハに該当する者又は法第15条第2号イに該当する者については、その有する資格等の区分）について別表（二）の分類に従い、該当するコードを記載すること。

工事経歴書（経営事項審査を申請しない場合）

- 許可を受けようとする建設業の建設工事の種類ごとに作成してください。
- 申請をする日の属する事業年度の前事業年度（決算を終了したもの）に完成した主な建設工事について、請負代金の大きい順に記入し、それに続けて主な未成工事について請負代金の大きい順に記入してください。建設工事の種類ごとに1,2枚。建設工事の実績がない場合は建設工事の種類を記入し、空欄に「該当なし」と記入した上で必ず添付してください。

記載例（経営事項審査を申請しない場合）

様式第二号（第二条、第十九条の八関係）

（用紙A4）

個人の氏名が特定されないよう記入に注意
 工事名は場所、内容を具体的に記入

該当するものを「」で囲む

・土一式については「PC」
 ・とび・土工・コンクリート工事については「法面処理」
 ・鋼構造物については「鋼橋上部」
 を「」で囲み、該当する請負代金の額を記入

余白に工事種別ごとに
 ページを記入（ページ
 数/総ページ）

注文者		元請 又は 下請 の別	JV の別	工事名	工事現場のある 都道府県及 び市区町村名	配置技術者		請負代金の額		工期				
						氏名	主任技術者又は監理技術者の別 (該当箇所にレ印を記載) 主任技術者 監理技術者	請負代金の 額 の 大 き い 順 に 記 入	うち (P C 法 面 処 理 鋼 橋 上 部)	着工年月	完成又は 完成予定年月			
土建(株)	下請			浦和高砂宅地造成工事	埼玉県さいたま市	田中太郎	レ	17,100	千円	千円	平成 年 月 平成 年 月			
埼玉県秩父県土整備事務所	元請			県道××線法面処理工事	埼玉県秩父市	山田次郎	レ	16,500	千円	4,550	千円	平成 年 月 平成 年 月		
A	元請			A 邸外構工事	東京都足立区	田中太郎	レ	7,200	千円	千円	平成 年 月 平成 年 月			
土建(株)	下請			戸田宅地コンクリート工事	埼玉県戸田市	田中太郎	レ	7,000	千円	千円	平成 年 月 平成 年 月			
B	元請			B マンション基礎工事	埼玉県川口市	田中太郎	レ	5,600	千円	千円	平成 年 月 平成 年 月			
土建(株)	下請			C 邸くい打ち工事	埼玉県さいたま市	山野和夫	レ	3,000	千円	千円	平成 年 月 平成 年 月			
D	元請			D 邸フェンス設置工事	埼玉県熊谷市	山野和夫	レ	2,700	千円	千円	平成 年 月 平成 年 月			
				その他	11件			22,100	千円	千円	平成 年 月 平成 年 月			
(主な未成工事)									千円	千円	平成 年 月 平成 年 月			
土建(株)	下請			E マンション基礎工事	埼玉県さいたま市	中山大輔	レ	8,200	千円	千円	平成 年 月 平成 年 月			
小計								18	千円	81,200	千円	4,550	千円	うち 元請工事 41,000 千円 4,550 千円
合計								18	千円	81,200	千円	4,550	千円	うち 元請工事 41,000 千円 4,550 千円

「小計」欄はページごとに記入した工事の件数及び完成工事高の額の合計を記入

「合計」欄は最終ページにおいて当該建設工事の種類合計を記入

(注)

- 1 件の請負契約を分割して複数の建設工事として計上することはできません（建築一式工事を請け負った場合、これを複数の専門工事に分けて計上することはできません。）
- 「配置技術者」欄（氏名、主任技術者・監理技術者の別）には、新規申請以外は必ず記入してください。
- 請負金額に変更があった場合には、変更後の金額を記入してください。
- 工事が複数年にまたがり、単年度の工事進行基準が適用される工事は、当該年度を（ ）書きで上段に、全体額を下段に記入してください。
- 建設業許可業者は、元請・下請にかかわらず、工事現場に必ず主任技術者を配置しなければなりません。また、発注者から直接工事を請け負った特定建設業者が、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の総額が4,000万円以上（建築一式工事の場合は6,000万円以上）になる場合には、監理技術者を配置しなければなりません。

許可を申請するにあたっては、解体工事については、平成28年5月31日までに請け負ったものは、「とび・土工・コンクリート工事」として計上し、平成28年6月1日以降に請け負ったもののうち、解体工事業の許可を受けようとする場合は「解体工事」に計上してください。

記載要領

- 1 この表は、法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに作成すること。
- 2 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 3 この表には、申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度に完成した建設工事（以下「完成工事」という。）及び申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度末において完成していない建設工事（以下「未成工事」という。）を記載すること。

記載を要する完成工事及び未成工事の範囲については、以下のとおりである。

- (1) 経営規模等評価の申請を行う者の場合
 - ① 元請工事（発注者から直接請け負った建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事について、当該完成工事に係る請負代金の額（工事進行基準を採用している場合にあつては、完成工事高。以下同じ。）の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載すること）。ただし、当該完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。
 - ② それに続けて、既に記載した元請工事以外の元請工事及び下請工事（下請負人として請け負った建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事について、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない）。ただし、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。
 - ③ さらに、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。

(2) 経営規模等評価の申請を行わない者の場合

- 4 主な完成工事について、「注文者」の欄には当該下請工事の直接の注文者の商号又は名称を記載し、「工事名」の欄には当該下請工事の名称を記載すること。
- 5 「元請又は下請の別」の欄は、元請工事については「元請」と、下請工事については「下請」と記載すること。
- 6 「注文者」及び「工事名」の記入に際しては、その内容により個人の氏名が特定されることのないよう十分に留意すること。
- 7 「JVの別」の欄は、共同企業体（JV）として行つた工事について「JV」と記載すること。
- 8 「配置技術者」の欄は、完成工事について、法第26条第1項又は第2項の規定により各工事現場に置かれた技術者の氏名及び主任技術者又は監理技術者の別を記載すること。また、当該工事の施工中に配置技術者の変更があつた場合には、変更前の者も含むすべての者を記載すること。
- 9 「請負代金の額」の欄は、共同企業体として行つた工事については、共同企業体全体の請負代金の額に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を記載すること。また、工事進行基準を採用している場合には、当該工事進行基準が適用される完成工事について、その完成工事高を括弧書で付記すること。
- 10 「請負代金の額」のうち、PC、法面処理、鋼橋上部」の欄は、次の表の（一）欄に掲げる建設工事について工事経歴書を作成する場合において、同表の（二）欄に掲げる工事があるときに、同表の（三）に掲げる略称に丸を付し、工事ごとに同表の（二）欄に掲げる工事に関する請負代金の額を記載すること。

(一)	(二)	(三)
土木一式工事	プレストレストコンクリート構造物工事	PC
とび・土工・コンクリート工事	法面処理工事	法面処理
鋼構造物工事	鋼橋上部工事	鋼橋上部

- 11 「小計」の欄は、ページごとの完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び10により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。
- 12 「合計」の欄は、最終ページにおいて、すべての完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び10により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。

工事経歴書（経営事項審査を申請する場合）

- 1 許可を受けようとする建設業の建設工事の種類ごとに作成してください。
- 2 申請をする日の属する事業年度の前事業年度(決算が終了したもの)の工事経歴を記入してください。
- 3 消費税課税業者は工事経歴書と財務諸表を消費税抜きで、消費税免税業者は消費税込みで作成してください。

経営事項審査を申請する場合について

- ・ 詳細については「経営事項審査申請の手引」を御覧ください。 経営事項審査担当 埼玉県 で検索
- ・ 経営事項審査担当 048-830-5183

記載例（経営事項審査を申請する場合）

様式第二号（第二条、第十九条の八関係） （用紙 A 4）

注文者		元請又は下請の別	JVの別	工事名	工事現場のある都道府県及び市区町村名	配置技術者		請負代金の額		工期							
						氏名	主任技術者又は監理技術者の別 (該当箇所にし印を記載)	請負代金の額の大きい順に記入	うち P.C (法面処理・鋼橋上部)	着工年月	完成又は完成予定年月						
とび・土工・コンクリート 工事 (税込・税抜)						主任技術者	監理技術者										
埼玉県秩父土木整備事務所	元請			県道××線法面処理工事	埼玉県秩父市	山田次郎	レ	16,500	千円	4,550	千円	平成	年	月	平成	年	月
A	元請			A 邸外構工事	東京都足立区	田中太郎	レ	7,200	千円		千円	平成	年	月	平成	年	月
B	元請			B マンション基礎工事	埼玉県川口市	田中太郎	レ	5,600	千円		千円	平成	年	月	平成	年	月
土建(株)	下請			浦和高砂宅地造成工事	埼玉県さいたま市	田中太郎	レ	17,100	千円		千円	平成	年	月	平成	年	月
土建(株)	下請			戸田宅地コンクリート工事	埼玉県戸田市	田中太郎	レ	7,000	千円		千円	平成	年	月	平成	年	月
土建(株)	下請			C 邸くい打ち工事	埼玉県さいたま市	山野和夫	レ	3,000	千円		千円	平成	年	月	平成	年	月
D	元請			D 邸フェンス設置工事	埼玉県熊谷市	山野和夫	レ	2,700	千円		千円	平成	年	月	平成	年	月
				その他	11件			22,100	千円		千円	平成	年	月	平成	年	月
(主な未成工事)									千円		千円	平成	年	月	平成	年	月
土建(株)	下請			E マンション基礎工事	埼玉県さいたま市	中山大輔	レ	8,200	千円		千円	平成	年	月	平成	年	月
								元請工事の完成工事高の合計を記入									
小計								18	件	81,200	千円	4,550	千円	うち 元請工事 41,000 千円 4,550 千円			
合計								18	件	81,200	千円	4,550	千円	うち 元請工事 41,000 千円 4,550 千円			

(注)

- 1 元請工事に係る完成工事について、その請負代金の額の合計額の7割を超えるところまで請負代金の額の大きい順に記入してください(1, 2)
- 2 「1」に続けて、「1」以外の元請工事及び下請工事に係る完成工事についてすべての完成工事高の7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記入してください(1, 2)
 - 1: 税込 500 万円未満(建築一式については、税込 1,500 万円未満又は延べ面積 150 m²未満の木造住宅)の工事については 10 件まで記入すればよい。
 - 2: 請負代金の額の合計額の 1,000 億円超部分は記入不要。
- 3 「2」に続けて、主な未成工事について、請負代金の大きい順に記入してください。

解体工事業の新設に伴う経営事項審査の取扱いについて(平成 28 年 6 月 1 日から)

「とび・土工工事業」又は「解体工事業」に係る申請にあたっては、解体工事業許可の有無にかかわらず、過去に遡って(完成工事高を 3 年平均で申請する場合は 3 年分)改正法施行後の区分による「とび・土工・コンクリート工事」と「解体工事」に切り分けた工事経歴書を提出する必要がありますので御注意ください。

建設業許可業者は、「事業年度終了報告書」に工事経歴書を添付して提出する場合は、経営事項審査において当該工事経歴書を用いることができます。

直前3年の各事業年度における工事施工金額

記入したすべての事業年度(決算を終了したもの)について、許可を受けようとする建設業の建設工事の種類・既に許可を受けている建設業の建設工事の種類・その他の建設工事の施工金額の内訳を記入(施工金額がない場合は、数字欄に「0」と記入)

(税込・税抜/単位:千円)

事業年度	注文者の区分	許可に係る建設工事の施工金額						その他の建設工事の施工金額	合計
		土木一式	工事	建築一式	工事	とび・土工・コンクリート	工事		
第 期	元請	公共	35,600	83,500		0		0	119,100
平成 年 月 日から		民間	0	0		2,600		0	2,600
平成 年 月 31日まで	下請		0	0		41,540		0	41,540
		計	35,600	83,500		44,140		0	163,240
第 期	元請	公共	41,000	48,000		0		0	89,000
平成 年 月 日から		民間	0	26,020		22,000		0	48,020
平成 年 月 31日まで	下請		0	0		31,800	14,600		46,400
		計	41,000	74,020		53,800	14,600		183,420
第 期	元請	公共	58,160	62,710		16,500		0	137,370
平成 年 月 日から		民間	0	0		24,500		0	24,500
平成 年 月 31日まで	下請		0	0		40,200		0	40,200
		計	58,160	62,710		81,200		0	202,070
第 期	元請	公共							
平成 年 月 日から		民間							
平成 年 月 日まで	下請								
		計							
第 期	元	公共							
平成 年 月 日から									
平成 年 月 日まで									

各決算期・決算期間を記入

建設工事の種類ごとに作成した工事経歴書の数字と一致する

損益計算書の完成工事高と一致する

切捨ての他、四捨五入及び切上げを認める

用紙が2枚以上になる場合、その他の建設工事の施工金額及び合計は最終ページに記入

直前3年分の工事施工金額なので、決算期を変更している場合は4期分以上となることもある

資本金の額が5億円以上、又は負債の合計額が200億円以上の株式会社

記載要領

- この表には、申請又は届出をする日の直前3年の各事業年度に完成した建設工事の請負代金の額を記載すること。
- 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」の欄は、許可に係る建設工事の種類ごとに区分して記載し、「その他の建設工事の施工金額」の欄は、許可を受けていない建設工事について記載すること。
- 記載すべき金額は、千円単位をもつて表示すること。
ただし、会社法(平成17年法律第86号)第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもつて表示することができる。この場合、「(単位:千円)」とあるのは「(単位:百万円)」として記載すること。
- 「公共」の欄には、国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)及び第18条に規定する法人が注文者である施設又は工作物に関する建設工事の合計額を記載すること。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」に記載する建設工事の種類が5業種以上にわたるため、用紙が2枚以上必要になる場合は「その他の建設工事の施工金額」及び「合計」の欄は、最終ページにのみ記載すること。
- 当該工事に係る実績が無い場合においては、欄に「0」と記載すること。

許可を申請するにあたっては、解体工事については、平成28年5月31日までに請け負ったものは、「とび・土工・コンクリート工事」として計上し、平成28年6月1日以降に請け負ったもののうち、解体工事業の許可を受けようとする又は受けている場合は「解体工事」に計上してください。

許可に係る専任技術者の要件を満たす者の人数を記入（表2 専任技術者の要件）

使用人数

営業所の名称	技術関係使用人		事務関係使用人	合計
	建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号イ若しくはハに該当する者	その他の技術関係使用人		
本社	5人	3人	7人	15人
戸田営業所	2人	2人	4人	8人
合計	7人	5人	11人	23人

記載要領

- この表には、法第5条の規定（法第17条において準用する場合を含む。）に基づく許可の申請の場合は、当該申請をする日、法第11条第3項（法第17条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出の場合は、当該事業年度の終了の日において建設業に従事している使用人数を、営業所ごとに記載すること。
- 「使用人」は、役員、職員を問わず雇用期間を特に限定することなく雇用された者（申請者が法人の場合は常勤の役員を、個人の場合はその事業主を含む。）をいう。
- 「その他の技術関係使用人」の欄は、法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号イ若しくはハに該当する者ではないが、技術関係の業務に従事している者の数を記載すること。

（注）

- 「使用人数」には、アルバイト、パート等の臨時的な職員及び常用であっても現場の単純な業務のみに従事する者は含みません。
- 建設業に従事している職員数を記載し、建設業以外の兼業部門に従事している職員は記載しないでください。
- 建設業以外の兼業がある場合で、建設業に従事する職員と建設業以外の兼業部門に従事する職員とに分けることができない場合は、直前決算時における完成工事高と兼業売上高の比率によって按分してください。

誓約書

申請者、申請者の役員等及び建設業法施行令第3条に規定する使用人並びに法定代理人及び法定代理人の役員等は、同法第8条各号（同法第17条において準用される場合を含む。）に規定されている欠格要件に該当しないことを誓約します。

平成 年 月 日
申請者 印

地方整備局長
北海道開発局長
埼玉県 知事 殿

- ・ 誓約者が法人の場合は登録している代表者印
- ・ 誓約者が個人の場合は実印

記載要領

「 地方整備局長
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。
知事 」

（注）

- 欠格要件に該当した場合は許可を受けることができず、許可を受けた後においてもその許可を取り消されることとなります。
- 「法定代理人」とは、未成年が法律行為を行う場合に同意を得ることが必要とされる法律上の代理権を有するものをいいます。未成年が建設業の営業を行う場合には、法定代理人を選任しなければなりません。

経営業務の管理責任者証明書

証明者が証明できる建設業の種類を記入

(1) 下記の者は (土),(建),(と) 工事業に関し、次のとおり経営業務の管理責任者としての経験を有することを証明します。

役職名等 代表取締役 ← 経験した当時の役職名を記入

経験年数 平成22年1月から平成29年3月まで満7年3月

証明者と被証明者との関係 役員 ← 証明者が法人の場合は「役員」、個人の場合は「本人」と記入

備考

証明者は、被証明者が在職していた法人の現在の代表者、個人事業主

証明者が法人の場合は登録している代表者印を、証明者が個人の場合は実印を押印（更新申請の場合は押印は省略可）

平成 年 月 日

埼玉県知事許可（般- ）第2345号
建築工事業 平成 年 月 日許可

さいたま市浦和区高砂3-15-1
(株) スズキ建設
代表取締役 鈴木太郎

証明者 _____ 印

証明者が建設業許可業者である場合に記入

不要なものを消す

法人の場合は登録している代表者印を、個人の場合は実印を押印

(2) 下記の者は、許可申請者 { の常勤の役員
本人
の支配人 } で建設業法第7条第1号 { イ } に該当する者であることに相違ありません。

平成 年 月 日

6 許可の要件の(1) 経営業務の管理責任者としての経験

地方整備局長
北海道開発局長
埼玉県 知事 殿

さいたま市浦和区高砂3-15-1
(株) スズキ建設
代表取締役 鈴木太郎

申請者 届出者 _____ 印

1～4のうち、該当するものを記入

最も新しい許可（業種追加許可を除く）の年月日を記入

申請又は届出の区分 項番 1 7 1 (1.新規 2.変更 3.経営業務の管理責任者の追加 4.経営業務の管理責任者の更新等)

変更又は追加の年月日 平成 年 月 日

右詰め 空欄は「0」で埋める

「18」は許可がある場合に記入

大臣コード 表7 大臣・都道府県コード

許可番号 1 8 1 1 国土交通大臣 知事 許可 (般 特 -) 第 0 9 9 9 9 9 号 許可年月日 平成 年 月 日

不要なものを消す

【新規・変更後・経営業務の管理責任者の追加・経営業務の管理責任者の更新等】

氏名のフリガナ 1 9 スズ

氏 名 2 0 鈴木 太郎

住 所 さいたま市浦和区高砂3-15-1

元号〔平成H、昭和S、大正T、明治M〕
生年月日 S 3 3 年 0 4 月 2 4 日

【変 更 前】

この欄は、「申請又は届出の区分」が「2.変更」の場合に記入

氏 名 2 1

元号〔平成H、昭和S、大正T、明治M〕
生年月日 年 月 日

備考

経営業務の管理責任者の略歴については、別紙による。

記載要領

- 1 この証明書は、被証明者1人について証明者別に作成すること。
- 2 (1)の証明者は、被証明者に使用者がいる場合にはその使用者(法人の場合は当該法人の代表者、個人の場合は当該個人)とすること。また、証明者が建設業者である場合には、当該建設業者に係る許可番号、許可年月日及び許可を受けた建設業の種類を「備考」の欄に記載すること。

ただし、これらの者の証明を得ることができない正当な理由がある場合には、「備考」の欄にその理由を記載して、この証明書に記載された事実を証し得る他の者を証明者とすることができる。この場合にあつては、その証明者の氏名及び役職を記載すること。

なお、既に提出した証明書の記載内容と同一の内容を証明しようとするときは、証明者の欄の記載を省略することができる。

- 3 「

の常勤の役員 本 人 の 支 配 人	}	「	イ	}	」	「	地方整備局長 北海道開発局長 知事	、	「	国土交通大臣 知事	」	及び	「	般 特	」	については、不要のもの

」

- 4

--	--	--	--

で表示された枠(以下「カラム」という。)に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。

- 5

1	7
---	---

「申請又は届出の区分」の欄は、次の分類に従い、該当する数字をカラムに記入すること。
「1. 新規」・・・・・・ 許可を受けようとする行政庁に対し、初めて経營業務の管理責任者としての証明を行う場合
「2. 変更」・・・・・・ 現在証明されている経營業務の管理責任者に変更があつた場合
「3. 経營業務の管理責任者の追加」・・・・ 現在証明されている経營業務の管理責任者に加えて新たな者を経營業務の管理責任者として証明する場合
「4. 経營業務の管理責任者の更新等」・・・・ 経營業務の管理責任者について、現在証明されている者のままとする場合

また、「1. 新規」、「3. 経營業務の管理責任者の追加」又は「4. 経營業務の管理責任者の更新等」に該当する場合は◎【新規・変更後・経營業務の管理責任者の追加・経營業務の管理責任者の更新等】の欄に記入し、「2. 変更」に該当する場合は◎【新規・変更後・経營業務の管理責任者の追加・経營業務の管理責任者の更新等】の欄及び◎【変更前】の欄の両方に記入すること。

- 6 「変更又は追加の年月日」の欄は、5により

1	7
---	---

の「申請又は届出の区分」の欄に「2」又は「3」を記入した場合に、変更又は追加をした年月日を記載すること。

- 7

1	8
---	---

「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、5により

1	7
---	---

の「申請又は届出の区分」の欄に「2」、「3」又は「4」を記入した場合に、申請又は届出時に受けている許可について記入すること。

「許可番号」の欄の「大臣
知事
コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表(一)の分類に従い、該当するコードを記入すること。

また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば

0	0	1	2	3	4
---	---	---	---	---	---

又は

0	1	月	0	1	日
---	---	---	---	---	---

のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

- 8

1	9
---	---

「氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで最初から2文字だけをカラムに記入すること。その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はッのように1文字として扱うこと。

- 9

2	0
---	---

及び

2	1
---	---

「氏名」の欄は、姓と名の間に1カラム空けて、例えば建設

--

 因郎

--

--

のように左詰めで文字をカラムに記入すること。

また、「生年月日」の欄は、「元号」のカラムに略号を記入するとともに、例えば

0	1	月	0	1	日
---	---	---	---	---	---

のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

経営業務の管理責任者の経験年数の確認資料

(許可を受けようとする業種の経験は5年分、それ以外の業種の経験は6年分)

レ	個人としての経験(個人事業主が証明者)	法人の役員としての経験(法人が証明者)
証明者が建設業許可業者	次のいずれかを提示 <ul style="list-style-type: none"> ・ 許可申請書(副本(写しは不可)) ・ 確定申告書控(原本)(専従者としての経験) 確定申告書控(原本)には、 <u>税務署の受付印があり、かつ事業種目に当該建設業が記入されていることが必要</u>	次のものを提出 <ul style="list-style-type: none"> ・ 履歴事項全部証明書 ・ 閉鎖事項全部証明書及び閉鎖登記簿謄本(履歴事項全部証明書の役員欄で必要な期間分を確認できない場合は必要)
	証明者が、証明期間中に証明を求める業種に係る許可業者である場合は、工事実績を確認する書類((契約書、請求書、注文書等で工事内容が明記された原本又は写し)、(一式工事については契約書の原本))の提示は省略可	

(許可を受けようとする業種の経験は5年分、それ以外の業種の経験は6年分)

レ	個人としての経験(個人事業主が証明者)	法人の役員としての経験(法人が証明者)
証明者が建設業無許可業者	次のものを提示 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 確定申告書控(原本) ・ 2 工事実績を確認する書類((契約書、請求書、注文書等で工事内容が明記された原本又は写し)(一式工事については契約書の原本)) ・ 3 工事に係る入金記録のある預金通帳(原本) 1 確定申告書控(原本)には、 <u>税務署の受付印があり、収入・所得欄に事業金額が記入されていることが必要</u> 。税務署の受付印がない場合又は確定申告書控(原本)がない場合は、市区町村発行の「所得証明書」を提出 2 工事実績を確認する書類で労務の提供を目的としたものは、経営業務の管理責任者の経験としては認められません。毎月1件以上が目安で、通算して5年以上の工事実績を要する 3 一式工事については契約書の原本を提示する場合は省略可	次のものを提出 <ul style="list-style-type: none"> ・ 履歴事項全部証明書 ・ 閉鎖事項全部証明書及び閉鎖登記簿謄本(履歴事項全部証明書の役員欄で必要な期間分を確認できない場合は必要) 次のものを提示 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 工事実績を確認する書類((契約書、請求書、注文書等で工事内容が明記された原本又は写し)(一式工事については契約書の原本)) ・ 2 工事に係る入金記録のある預金通帳(原本) 1 工事実績を確認する書類で労務の提供を目的としたものは、経営業務の管理責任者の経験としては認められません。毎月1件以上が目安で、通算して5年以上の工事実績を要する 2 一式工事については契約書の原本を提示する場合は省略可

(注)

- 1 一式工事については総合的な企画、指導、調整を要する工事であることを確認するため原本提示が必要です。
- 2 関係先に調査を実施する場合があります。

経営業務の管理責任者に準ずる地位における経験の確認資料

経営業務の管理責任者に準ずる地位(使用者が法人である場合においては役員に次ぐ職制上の地位をいい、個人である場合においては当該個人に次ぐ職制上の地位をいう。)にあったこと、その地位にあつて、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から経営業務の執行に関して具体的な権限移譲を受け、かつ、その権限に基づき、執行役員等として建設業の経営業務を総合的に管理した経験があるこ

と、経営業務を補佐した経験があることを確認するための資料（いずれも、在職当時に作成された資料に限る。）を提示・提出してください（関係先に調査を実施する場合があります。）。

被証明者が政令で定める使用人（支配人を含む）の場合の確認資料

許可行政庁の受付印がある、在職期間内の許可申請書（副本(写しは不可)）、建設業法施行令第3条の使用人の一覧表、建設業法施行令第3条の使用人の新任及び退任の変更届出書（変更があった場合）を提示してください。

使用者から証明を得られない場合の確認資料

使用者から証明を得ることができない正当な理由がある場合には、理由書を作成した上で、自己証明とすることができます。この場合には、その法人に在職していたことがわかる資料（厚生年金被保険者記録照会回答票（原本））を提出してください。また、社会保険に未加入であった場合には、必要な全期間の給与明細書等（原本提示 + 写し提出）又は入金記録のある預金通帳（原本提示）を提示・提出してください。

なお、法人の解散等により、証明する代表取締役等の使用者がいけない場合には、理由書を作成した上で、被証明者の在職当時の、元代表取締役や元役員（いずれも本人以外の者）による証明とすることができます。この場合には、解散等の事実を証明する資料（閉鎖事項全部証明書等）を提出してください。

経営業務の管理責任者の常勤の確認資料

	ア	イ	ウ	エ
レ	法人又は個人事業主が社会保険に加入している場合	法人又は個人事業主が社会保険（健康保険）に未加入の場合	法人又は個人事業主が社会保険に未加入でイに該当しない場合	法人又は個人事業主が社会保険に未加入でイ、ウに該当しない場合
	住民票を提出	住民票を提出	住民票を提出	住民票を提出
	次のものを提出 ・健康保険被保険者証（写し） 健康保険被保険者証（写し）に事業所名が印字されていない場合は、イ～エの順で確認資料を提出	次のいずれかを提出 ・雇用保険被保険者証（写し） ・直近の厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（写し）	次のものを提出 ・国民健康保険被保険者証（写し） ・直近の住民税特別徴収税額通知書（写し）	次のものを提出 ・国民健康保険被保険者証（写し） ・常勤の念書（法人は登録している代表者印、個人事業主は実印を押印） ・ <u>報酬等を支払っていることが分かる</u> 、報酬等の入金記録のある預金通帳（写し（口座開設者の氏名が明示された部分を含む））、源泉徴収簿（写し（申請日現在の属する年のもの））又は貸金台帳（写し）
	後期高齢者医療制度の被保険者の場合は次のものを提出（住民票は提出する） ・後期高齢者医療被保険者証（写し） ・常勤の念書（法人は登録している代表者印、個人事業主は実印を押印） ・報酬等の入金記録のある預金通帳（写し（口座開設者の氏名が明示された部分を含む））、源泉徴収簿（写し（申請日現在の属する年のもの））又は貸金台帳（写し） ・年金の入金記録のある預金通帳（写し（口座開設者の氏名が明示された部分を含む））			

個人事業主本人が経營業務の管理責任者の場合の常勤の確認資料

レ	書類
	住民票を提出
	国民健康保険被保険者証（写し）を提出（後期高齢者医療制度の被保険者の場合は被保険者証（写し）を提出）
	直前の 確定申告書控（原本）を提示 <u>税務署の受付印があり、収入・所得欄に事業金額が記入されていることが必要。</u> 税務署の受付印がない場合 又は確定申告書控（原本）がない場合は、市区町村発行の「所得証明書」を提出

（注）

経營業務の管理責任者が、他の法人の清算人や単独で代表権（個人・法人）を有する者である場合には、経營業務の管理責任者にはなれません。

経營業務の管理責任者が他の法人の役員である場合

その者が就任している法人の代表者による非常勤証明書（原本）（すべての許可申請時に必要）を提出してください。

経營業務の管理責任者の略歴書

申請時の職名(常勤)を記入(代表取締役・取締役・事業主・支配人等)

現住所	さいたま市浦和区高砂3-15-1		
氏名	鈴木太郎	生年月日	昭和33年4月24日生
職名	代表取締役(常勤)		
職歴	期間	従事した職務内容	
	自平成7年4月1日 至平成20年12月31日	田中建設(有)に入社し、現場作業、現場管理・監督に従事。	
	自平成21年1月1日 至平成21年12月31日	鈴木組を設立し、個人事業主として土木・建築工事等を請け負う。	
	自平成22年1月1日 至 年 月 日	土木・建築工事等を請け負う(株)スズキ建設を設立し、代表取締役に就任し現在に至る。	
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	賞罰	年 月 日	賞罰の内容
上記のとおり相違ありません。			
平成 年 月 日		氏名 鈴木太郎 個人印	

「職歴」は、現在に至るまでの主な職歴を記入し、特に建設業に関する職歴はすべて記入
 「従事した職務内容」は、職務内容及び職名を記入し、建設業に係る経営経験が明らかになるよう具体的に記入

「賞罰」及び「賞罰の内容」については、建設業に係る行政処分及び行政罰、その他の賞罰について記入
 該当がない場合は、空欄に「なし」と記入

記載要領

「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

専任技術者証明書（新規・変更）

- (1) 下記のとおり、建設業法第7条第2号、建設業法第15条第2号に規定する専任の技術者を営業所に置いていることに相違ありません。
- (2) 下記のとおり、専任の技術者の交替に伴う削除の届出をします。

・証明者が法人の場合は登録している代表者印
 ・証明者が個人の場合は実印

上段は一般建設業、下段は特定建設業 該当しないものを消す

平成 年 月 日

地方整備局長
北海道開発局長
埼玉県 知事 殿

新規許可申請の場合

申請者届出者 〒336-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1
(株)スズキ建設
代表取締役 鈴木太郎 印

大臣コード 1 (1. 新規許可等 2. 専任技術者の担当業種又は有資格区分の変更 3. 専任技術者の追加 4. 専任技術者の交替に伴う削除 5. 専任技術者が置かれる営業所のみの変更)

許可番号 6211 国主交通大臣 許可(一般) 第09999号 許可年月日 平成 年 月 日

「62」は許可がある場合に記入

不要なものを消す

右詰め 空欄は「0」で埋める

表9 資格コード番号(専任技術者)

氏名 ヤマモト ヒロシ 元号〔平成H、昭和S、大正T、明治M〕

生年月日 H02年03月02日

専任技術者の住居所 さいたま市南区沼影2-4-7

営業所の名称(新所属) 本社

最も新しい許可(業種追加許可を除く)の年月日を記入

表4 専任技術者の資格一覧表(資格・免許及びコード番号)

表9 資格コード番号(専任技術者)

氏名 スズキ タロウ 元号〔平成H、昭和S、大正T、明治M〕

生年月日 S33年04月24日

専任技術者の住居所 さいたま市浦和区高砂3-15-1

営業所の名称(新所属) 本社

表9 資格コード番号(専任技術者)

氏名 キダ サブロー 元号〔平成H、昭和S、大正T、明治M〕

生年月日 S40年06月26日

専任技術者の住居所 川口市西青木2-13-1

営業所の名称(新所属) 戸田営業所

専任技術者証明書（新規・変更）

- (1) 下記のとおり、建設業法第7条第2号、建設業法第15条第2号に規定する専任の技術者を営業所に置いていることに相違ありません。
- (2) 下記のとおり、専任の技術者の交替に伴う削除の届出をします。

・証明者が法人の場合は登録している代表者印
 ・証明者が個人の場合は実印

上段は一般建設業、下段は特定建設業 該当しないものを消す

平成 年 月 日

地方整備局長
北海道開発局長
埼玉県 知事 殿

新規許可申請の場合

申請者届出者 印
〒336-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1
(株)スズキ建設
代表取締役 鈴木太郎

区分 項番 611 (1. 新規許可等 2. 専任技術者の担当業種又は有資格区分の変更 3. 専任技術者の追加 4. 専任技術者の交替に伴う削除 5. 専任技術者が置かれる営業所のみの変更)

大臣コード 3 (不要なものを消す)

許可番号 6211 (「62」は許可がある場合に記入)

国主交通大臣 許可(一般) 第09999号 (右詰め 空欄は「0」で埋める)

許可年月日 平成 年 月 日 (許可年月日)

表9 資格コード番号(専任技術者)

氏名 63 ヤマ 山本 宏 (フリガナ ヤマト ヒロシ)

元号 [平成H、昭和S、大正T、明治M] 15 H 02年 18 03月 20 02日 (生年月日)

今後担当する建設工事の種類 64 9 (最も新しい許可(業種追加許可を除く)の年月日を記入)

現在担当している建設工事の種類

有資格区分 65 13 (表4 専任技術者の資格一覧表(資格・免許及びコード番号))

変更、追加又は削除の年月日 平成 年 月 日

専任技術者の住所 さいたま市南区沼影2-4-7 (営業所の名称 (旧所属))

営業所の名称 (新所属) 本社

表9 資格コード番号(専任技術者)

氏名 63 スズ 鈴木 太郎 (フリガナ スズキ タロウ)

元号 [平成H、昭和S、大正T、明治M] 15 S 33年 18 04月 20 24日 (生年月日)

今後担当する建設工事の種類 64 4

現在担当している建設工事の種類

有資格区分 65 02

変更、追加又は削除の年月日 平成 年 月 日

専任技術者の住所 さいたま市浦和区高砂3-15-1 (営業所の名称 (旧所属))

営業所の名称 (新所属) 本社

表9 資格コード番号(専任技術者)

氏名 63 キダ 木田 三郎 (フリガナ キダ サブロー)

元号 [平成H、昭和S、大正T、明治M] 15 S 40年 18 06月 20 26日 (生年月日)

今後担当する建設工事の種類 64 97

現在担当している建設工事の種類

有資格区分 65 1338

変更、追加又は削除の年月日 平成 年 月 日

専任技術者の住所 川口市西青木2-13-1 (営業所の名称 (旧所属))

営業所の名称 (新所属) 戸田営業所

様式第八号

記載要領

- この証明書は、次の（１）から（５）までの場合に、それぞれの場合ごとに作成すること。
 - ①現在有効な許可をどの許可行政庁からも受けていない者が初めて許可を申請する場合
②現在有効な許可を受けている行政庁以外の許可行政庁に対し新規に許可を申請する場合
③一般建設業の許可のみを受けている者が新たに特定建設業の許可を申請する場合又は特定建設業の許可のみを受けている者が新たに一般建設業の許可を申請する場合
④一般建設業の許可を受けている者が他の建設業について一般建設業の許可を申請する場合又は特定建設業の許可を受けている者が他の建設業について特定建設業の許可を申請する場合
この場合、「（１）」を○で囲み、「申請者届出者」の「届出者」を消すとともに、**6** **1**「区分」の欄に「１」を記入すること。
 - 許可を受けている建設業について現在証明されている者が専任の技術者となつている建設業の種類又はその者の有資格区分に変更があつた場合
この場合、「（１）」を○で囲み、「申請者届出者」の「申請者」を消すとともに、**6** **1**「区分」の欄に「２」を記入すること。
 - 許可を受けている建設業について現在証明されている専任の技術者に加えて、又はその者に代えて新たな者を専任の技術者として証明する場合
この場合、「（１）」を○で囲み、「申請者届出者」の「申請者」を消すとともに、**6** **1**「区分」の欄に「３」を記入すること。
 - 許可を受けている建設業について現在証明されている専任の技術者がこの証明書の提出を行う建設業者の専任の技術者でなくなつた場合（その者がこれまで専任の技術者となつていた建設業について、新たに専任の技術者となる者があり、当該新たに専任の技術者となる者を上記（２）又は（３）に該当する者として同時に届け出る場合に限る。）
この場合、「（２）」を○で囲み、「申請者届出者」の「申請者」を消すとともに、**6** **1**「区分」の欄に「４」を記入すること。
なお、許可を受けている一部の業種の廃業若しくは営業所の廃止に伴い既に証明された専任の技術者を削除する場合又は法第7条第2号若しくは法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなつた場合には、届出書（別記様式第22号の3）を用いて届け出ること。
 - 許可を受けている建設業について現在証明されている専任の技術者が置かれる営業所のみに変更あつた場合
この場合、「（１）」を○で囲み、「申請者届出者」の「申請者」を消すとともに、**6** **1**「区分」の欄に「５」を記入すること。
なお、婚姻等により氏名の変更があつた場合は、変更後の氏名につき上記（３）に該当するものとして、変更前の氏名につき上記（４）に該当するものとみなして、それぞれ作成し、提出すること。
- 「

建設業法第7条第2号	}	地方整備局長	国土交通大臣	及び	「般特」
		北海道開発局長			

」については、不要のものを消すこと。
- 「申請者届出者」の欄は、この証明書により建設業の許可の申請等をしようとする者（以下「申請者等」という。）の他にこの証明書を作成した者がある場合には、申請者等に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- | | | | |
|--|--|--|--|
| | | | |
|--|--|--|--|

で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。
- 6** **2**「許可番号」の欄の「大臣知事コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。
また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば**0** **0** **1** **2** **3** **4**又は**0** **1**月**0** **1**日のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「0」を記入すること。
なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 6** **3**「フリガナ」の欄は、カタカナで最初から2文字だけをカラムに記入すること。その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えば**ギ**又は**フ**のように1文字として扱うこと。
また、「氏名」の欄は、姓と名の間に1カラム空けて、例えば**建設**

--

太郎

--

--

のように左詰めで文字をカラムに記入し、その上欄にフリガナを記入すること。
また、「生年月日」の欄は、「元号」のカラムに略号を記入するとともに、例えば**0** **1**月**0** **1**日のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「0」を記入すること。
- 6** **4**「今後担当する建設工事の種類」の欄は、**6** **1**「区分」の欄に「4」を記入した場合を除き、建設業許可申請書（別記様式第一号）別紙二（１）「営業所一覧表（新規許可等）」の「営業しようとする建設業」の欄に記入した建設業のうち、証明しようとする技術者が今後専任の技術者となる建設業に係る建設工事すべてについて、次の分類に従い、該当する数字を次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

様式第八号

- ・一般建設業の場合
 - 「1」・・・・・・・・法第7条第2号イ該当
 - 「4」・・・・・・・・法第7条第2号ロ該当
 - 「7」・・・・・・・・法第7条第2号ハ該当
- ・特定建設業の場合
 - 「2」・・・・・・・・法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当
 - 「3」・・・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）
 - 「5」・・・・・・・・法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当
 - 「6」・・・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）
 - 「8」・・・・・・・・法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当
 - 「9」・・・・・・・・法第15条第2号イ該当

土木一式工事（土）	鋼構造物工事（鋼）	熱絶縁工事（絶）
建築一式工事（建）	鉄筋工事（筋）	電気通信工事（通）
大工工事（大）	舗装工事（舗）	造園工事（園）
左官工事（左）	しゅんせつ工事（しゅ）	さく井工事（井）
とび・土工・コンクリート工事（と）	板金工事（板）	建具工事（具）
石工事（石）	ガラス工事（ガ）	水道施設工事（水）
屋根工事（屋）	塗装工事（塗）	消防施設工事（消）
電気工事（電）	防水工事（防）	清掃施設工事（清）
管工事（管）	内装仕上工事（内）	解体工事（解）
タイル・れんが・ブロック工事（タ）	機械器具設置工事（機）	

また、「現在担当している建設工事の種類」の欄は、**6** **1**「区分」の欄に「1」、「2」、「4」又は「5」を記入した場合（記載要領1（1）①に該当する場合を除く。）に、現在証明されている専任の技術者についてこれまで専任の技術者となっていた建設業に係る建設工事すべてを、同様の要領により記入すること。

- 8 **6** **5**「有資格区分」の欄は、証明しようとする技術者が専任の技術者として該当する法第7条第2号及び法第15条第2号の区分（法第7条第2号ハに該当する者又は法第15条第2号イに該当する者については、その有する資格等の区分）について別表（二）の分類に従い、該当するコードを記入すること。
- 9 「変更、追加又は削除の年月日」の欄は、**6** **1**「区分」の欄に「2」、「3」、「4」又は「5」を記入した場合に、変更、追加又は削除をした年月日を記入すること。
- 10 「営業所の名称（旧所属）」の欄は、現在証明されている専任の技術者である場合に限り、この証明書の提出前に所属していた営業所の名称を記載し、「営業所の名称（新所属）」の欄は、この証明書の提出後に、専任の技術者として所属する営業所の名称を記載すること。

専任技術者の要件について

許可を受けて建設業を営もうとするすべての営業所には、「表 2 専任技術者の要件」の要件を満たす専任の技術者をおくことが必要です。以下の各表で要件、学歴、資格について御確認ください。

- ・ 「表 2 専任技術者の要件」
- ・ 「表 3 専任技術者の学歴(指定学科)」
- ・ 「表 4 専任技術者の資格一覧表 (資格・免許及びコード番号)」

消防施設工事においては消防法の規定により無資格者の実務経験は認められません。電気工事においては電気工事士法の規定により無資格者の実務経験は原則として認められません。

専任技術者の確認書類

「 」: 必要

レ	様式番号	書類	摘要	確認資料
	第 8 号	専任技術者証明書 (新規・変更)	実務経験等で専任技術者になる場合は、第 9 号 (実務経験証明書) を作成 資格のみで専任技術者になる場合は、資格証明書等の原本提示 + 写し提出	
	第 9 号	実務経験証明書	実務経験のみ (確認資料を提示) 学歴 (資格) + 実務経験 (学歴 (資格) 別 (確認資料を提示)) 学歴 (資格) については、卒業証明書原本提出又は卒業証書 (資格証明書等) 原本提示 + 写し提出	

専任技術者の常勤の確認資料

レ	ア	イ	ウ	エ
	法人又は個人事業主が社会保険に加入している場合	法人又は個人事業主が社会保険 (健康保険) に未加入の場合	法人又は個人事業主が社会保険に未加入でイに該当しない場合	法人又は個人事業主が社会保険に未加入でイ、ウに該当しない場合
	住民票を提出	住民票を提出	住民票を提出	住民票を提出
	次のものを提出 ・健康保険被保険者証 (写し) 健康保険被保険者証 (写し) に事業所名が印字されていない場合は、イ～エの順で確認資料を提出	次のいずれかを提出 ・雇用保険被保険者証 (写し) ・直近の厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書 (写し)	次のものを提出 ・国民健康保険被保険者証 (写し) ・直近の住民税特別徴収税額通知書 (写し)	次のものを提出 ・国民健康保険被保険者証 (写し) ・常勤の念書 (法人は登録している代表者印、個人事業主は実印を押印) ・報酬等を支払っていることが分かる、報酬等の入金記録のある預金通帳 (写し (口座開設者の氏名が明示された部分を含む))、源泉徴収簿 (写し (申請日現在の属する年のもの)) 又は貸金台帳 (写し)
	後期高齢者医療制度の被保険者の場合は次のものを提出 (住民票は提出する) ・後期高齢者医療被保険者証 (写し) ・常勤の念書 (法人は登録している代表者印、個人事業主は実印を押印) ・報酬等の入金記録のある預金通帳 (写し (口座開設者の氏名が明示された部分を含む))、源泉徴収簿 (写し (申請日現在の属する年のもの)) 又は貸金台帳 (写し) ・年金の入金記録のある預金通帳 (写し (口座開設者の氏名が明示された部分を含む))			

(注)

専任技術者が、他の法人の清算人や単独で代表権（個人・法人）を有する者である場合には、専任技術者にはなれません。

個人事業主本人が専任技術者の場合の常勤の確認資料

レ	書類 3 t
	住民票を提出
	国民健康保険被保険者証（写し）を提出（後期高齢者医療制度の被保険者の場合は被保険者証（写し）を提出）
	直前の 確定申告書控（原本）を提示 <u>税務署の受付印があり、収入・所得欄に事業金額が記入されていることが必要。</u> 税務署の受付印がない場合 又は確定申告書控（原本）がない場合は、市区町村発行の「所得証明書」を提出

専任技術者が他の法人の役員である場合

その者が就任している法人の代表者による非常勤証明書（原本）（すべての許可申請時に必要）を提出してください。

表 9 資格コード番号（専任技術者）

	技術者の要件	建設工事の種類 (項番 64)	有資格区分 (項番 65)
一般建設業	学歴 + 実務経験	1	01
	実務経験 10 年以上	4	02
	資格等	7	「表 4 専任技術者の資格一覧表（資格・免許及びコード番号）」で 又は の資格
特定建設業	資格	9	「表 4 専任技術者の資格一覧表（資格・免許及びコード番号）」で の資格
	学歴 + 実務経験 + 指導監督の実務経験	2	01
	実務経験 + 指導監督の実務経験	5	02
	資格等 + 指導監督の実務経験	8	「表 4 専任技術者の資格一覧表（資格・免許及びコード番号）」で の資格
	大臣認定（指定建設業）	3	03
	大臣認定（指定建設業以外）	6	04

(注)

指定建設業（土木、建築、電気、管、鋼構造物、舗装、造園）の専任技術者にはなれません。

許可を受けようとする建設業の建設工事の種類を記入

実務経験証明書

下記の者は、**建築一式** 工事に關し、下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

証明者は、被証明者が在職していた法人の現在の代表者、個人事業主
証明者が法人の場合は登録している代表者印を、証明者が個人の場合は実印を押印

埼玉県知事許可（般- ）第1234号
建築工事業 平成 年 月 日許可

証明者が建設業許可業者である場合には最も新しい許可（業種追加許可を除く）を記入

北本市東間3 - 143
田中建設(有)
取締役 田中栄次

証明者 印

職名を具体的に記入

実務経験をした当時の商号又は名称を記入
個人の場合は個人名（ただし、屋号を登記している場合は屋号）を記入

被証明者との関係 **社員**

技術者の氏名	鈴木太郎	生年月日	昭和33年4月24日	使用された期間	平成7年4月から 平成20年12月まで
使用者の商号	田中建設(有)				
職名	実務経験の内容			実務経験年数	
現場作業員	山本邸改築工事 他12件			10年1月から10年12月まで	
"	中野邸増築工事 他11件			11年1月から11年12月まで	
"	川野邸増・改築工事 他13件			12年1月から12年12月まで	
工事主任	山田邸新築工事 他4件			13年1月から13年12月まで	
"	大山邸新築工事 他6件			14年1月から14年12月まで	
"	木村邸新築工事 他6件			15年1月から15年12月まで	
工事係長	野中邸新築工事 他5件			16年1月から16年12月まで	
"	高木邸新築工事 他5件			17年1月から17年12月まで	
"	市川ビル改築工事 他5件			18年1月から18年12月まで	
工事課長	岡野ビル改築工事 他3件			19年1月から19年12月まで	
"	仲町自治会館新築工事 他4件			20年1月から20年12月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
使用者の証明を得ることができない場合はその理由	理由書を作成の上、使用者が証明できない場合の確認資料を提出（提示）			合計 満 11年 0月	

記載要領

- この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成すること。
- 「職名」の欄は、被証明者が所属していた部課名等を記載すること。
- 「実務経験の内容」の欄は、従事した主な工事名等を具体的に記載すること。
- 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

実務経験

「表 1 建設工事の種類別の内容と例示」の建設工事のうち、許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関する技術上の経験をいいます。したがって、建設工事の施工を指揮、監督した経験及び実際に建設工事の施工に携わった経験はもちろんのこと、これらの技術を修得するためにした見習中の技術的経験も含まれます。

この実務経験は請負人の立場における経験に限られませんから、建設工事の注文者側において設計に従事した経験あるいは現場監督技術者としての経験もこれに含まれますが、工事現場の単なる雑務や事務に関する経験は含まれません。

専任技術者の実務経験の確認資料

レ	証明者が建設業無許可業者の場合	証明者が建設業許可業者の場合
	次のものを提示 ・ 1 工事実績を確認する書類（（契約書、請求書、注文書等で工事内容が明記された原本又は写し）（一式工事については契約書の原本）） ・ 2 工事に係る入金記録のある預金通帳（原本） 1 毎月 1 件以上が目安で、通算して 10 年以上（実務経験のみの場合）の工事実績を要する 2 一式工事については契約書の原本を提示する場合は省略可	証明者が、実務経験証明期間中に証明を求める建設工事に係る許可業者である場合は、確認資料の提示は省略可（表 2 専任技術者の要件 に該当する者については、確認資料の提示・提出を要する）

（注）

- 1 一式工事については総合的な企画、指導、調整を要する工事であることを確認するため原本提示が必要です。
- 2 関係先に調査を実施する場合があります。

使用者が実務経験を証明できない場合の理由書・確認資料

使用者から証明を得ることができない正当な理由がある場合には、理由書を作成した上で、自己証明とすることができます。この場合には、その法人に在職していたことがわかる資料（厚生年金被保険者記録照会回答票（原本））を提出してください。また、社会保険に未加入であった場合には、必要な全期間の給与明細書等（原本提示 + 写し提出）又は入金記録のある預金通帳（原本提示）を提示・提出してください。

なお、法人の解散等により、証明する代表取締役等の使用者がいない場合には、理由書を作成した上で、被証明者の在職当時の、元代表取締役や元役員（いずれも本人以外の者）による証明とすることができます。この場合には、解散等の事実を証明する資料（閉鎖事項全部証明書等）を提出してください。

実務経験の内容

その年の代表的な建設工事の内容を記入し、その他の建設工事は「他 件」として 1 年分を 1 行にまとめてください。毎月 1 回以上が目安で、通算して 10 年以上の工事実績を要します。

実務経験年数が重複している場合

実務経験年数は二重に計算することができません。

例えば、10 年間土木一式工事と建築一式工事の両方に従事していた場合に、同時期の実務経験は土木一式の実務経験 10 年と建築一式工事の実務経験 10 年として計算することはできません。両方の専任技術者となるためには、それぞれ 10 年間の実務経験が必要となります。

実務経験年数の重複が認められる建設工事の種類

平成 28 年 5 月 31 日までの解体工事ととび・土工・コンクリート工事に係る実務経験については、平

成 28 年 5 月 31 日までの解体工事に係る実務経験ととび土工・コンクリート工事に係る実務経験が重複している場合は、それぞれの建設工事に係る実務経験として計算することができます。この場合は、それぞれの建設工事の実務経験証明書を作成して、それぞれの建設工事に従事したことを証明することを要します。

実務経験の振替ができる建設工事の種類

- ・ 一式工事から専門工事への実務経験の振替

土木一式工事		とび・土工・コンクリート工事、しゅんせつ工事、水道施設工事、解体工事
建築一式工事		大工工事、屋根工事、内装仕上工事、ガラス工事、防水工事、熱絶縁工事、解体工事

(注)

矢印()の方向に向かってのみ振替可、右枠内の建設工事間の振替は不可

- ・ 専門工事間での実務経験の振替

大工工事		内装仕上工事
とび・土工・コンクリート工事		解体工事

振替をした場合の実務経験年数

専任技術者になろうとする建設工事の種類での実務経験と振替可能な建設工事での実務経験を、あわせて 12 年以上(専任技術者となろうとする建設工事の種類については、8 年を超える実務経験が必要)有していれば、専任技術者となる要件を満たします。

- ・ 一式工事から専門工事への実務経験の振替 最大 2 年の期間短縮

	0	8	12	18	20
とび・土工・ コンクリート工事		土木一式工事	土木一式工事		
8 年超		4 年	6 年		

とび・土工事業の専任技術者になろうとする場合、とび・土工・コンクリート工事の実務経験(8 年超)と土木一式工事の実務経験(4 年)をあわせて 12 年以上となれば、とび・土工事業の専任技術者となる要件を満たします。また、土木一式工事の実務経験が 10 年(4 年+6 年)あるので、土木工事の専任技術者となる要件も満たします。

- ・ 専門工事間での実務経験の振替 最大 4 年の期間短縮

	0	4	8	12	16	20
大工工事		内装仕上 工 事	内装仕上 工 事			
8 年超		4 年	4 年超			

大工事業の専任技術者になろうとする場合、大工工事の実務経験(8 年超)と内装仕上工事の実務経験(4 年)をあわせて 12 年以上となれば、大工事業の専任技術者となる要件を満たします。また、内装仕上工事の実務経験(8 年超)と大工工事の実務経験(4 年)をあわせて 12 年以上となれば、内装仕上事業の専任技術者となる要件も満たします。

実務経験を振り替えた場合の専任技術者証明書への記入方法

今後担当する建設工事の種類「64」には「7」、有資格区分「65」には「99」と記入してください。

指導監督的実務経験証明書

下記の者は、 工事に關し、下記の元請工事について指導監督的な実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

- ・この証明書が必要とされる技術者は、特定建設業の許可を受けようとする者の技術者で法第15条第2号のロ（表2 専任技術者の要件）に該当する者です。
- ・「実務経験年数」の欄には「実務経験の内容」の欄に記入した建設工事に係る実務経験期間を記入し、それらの実務経験期間を合計して「合計」欄に記入してください。合計月数が24か月以上になることが必要です。経験期間は重複しているものは認められません。
- ・専任技術者の実務経験の確認資料の提示が必要です。
- ・この実務経験証明書の作成にあたっては、「実務経験証明書」の例に準じてください。

該当がない場合は不要

証 明 者 印

被証明者との関係

記

技 術 者 の 氏 名			生 年 月 日			使用された	年 月 日
使 用 者 の 商 号 又 は 名 称						期 間	年 月 日
発 注 者 名	請負代金の額	職 名	実 務 経 験 の 内 容		実 務 経 験 年 数		
	千円				年 月 日	年 月 日	
	千円				年 月 日	年 月 日	
	千円				年 月 日	年 月 日	
使用者の証明を得ることができない場合はその理由					合計	満 年 月	

記載要領

- 1 この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成し、請負代金の額が4,500万円以上の建設工事（平成6年12月28日前の建設工事にあつては3,000万円以上のもの、昭和59年10月1日前の建設工事にあつては1,500万円以上のもの）1件ごとに記載すること。
- 2 「職名」の欄は、被証明者が従事した工事現場において就いていた地位を記載すること。
- 3 「実務経験の内容」の欄は、従事した元請工事名等を具体的に記載すること。
- 4 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表

該当がない場合は不要

平成 年 月 日

営業所の名称	職 名	フリガナ	姓 名
戸田営業所	戸田営業所長	キダ	カブ 昶 木田 三郎
↑			
<p>「職名」は、申請者が個人事業主で支配人を置く場合はその職名を「支配人」と記入 主たる営業所以外の営業所を置く場合は、その営業所の代表者の職名を「支店長」、「営業所長」等と記入</p>			
<p>・建設業法施行令第3条に規定する使用人（支配人を含む）について記入してください。 ・当該営業所に常勤する者であるため、他の営業所との兼務はできません。</p>			

専任技術者証明書に記入した資格者は除く

国家資格者等・監理技術者一覧表（新規・変更・追加・削除）

- (1) 国家資格者等及び監理技術者の一覧は下記のとおりです。
- (2) 下記のとおり、国家資格者等・監理技術者一覧表の技術者に変更があつたので、届出をします。

・法人は登録している代表者印
・個人は実印

平成 年 月 日

新規申請又は許可換え新規申請と同時に提出する場合

地方整備局長
北海道開発局長
埼玉県知事 殿

申請者
届出者 (株)スズキ建設
代表取締役 鈴木太郎 印

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

区 分 項番 3
7 1 1 (1. 新規許可又は許可換え 2. 一般建設業の許可のみ特定建設業の許可を申請 3. 有資格区分等の変更 4. 技術者の追加 5. 技術者の削除)

大臣コード 不要なものを消す 右詰め 空欄は「0」で埋める

許可番号 7 2 1 1 国土交通大臣 埼玉県知事 許可(特) 第 0 9 9 9 9 号 許可年月日 平成 年 月 日

新規申請又は許可換え新規申請で、該当者がいない場合は、余白に「該当なし」と記入

氏名 フリガナ サトウ イチロウ 元号〔平成H、昭和S、大正T、明治M〕
氏名 7 3 サ ト 佐 藤 一 郎 生年月日 S 3 8 年 1 0 月 2 7 日

今後担当できる建設工事の種類(建設業法第15条第2号ロ又はハ関係) 7 4 1 3 3 8 表10 資格コード番号(国家資格者等・監理技術者)の「建設工事の種類」に従って記入(記入不要の場合あり)

既提出の一覧表における建設工事の種類

有資格区分 7 5 1 3 3 8

氏名 フリガナ 元号〔平成H、昭和S、大正T、明治M〕
氏名 7 3 生年月日 年 月 日

今後担当できる建設工事の種類(建設業法第15条第2号ロ又はハ関係) 7 4

既提出の一覧表における建設工事の種類

有資格区分 7 5

表10 資格コード番号(国家資格者等・監理技術者)の「有資格区分」に従って記入

国家資格者等・監理技術者の確認資料
資格証明書等の写しを提出してください。

表 10 資格コード番号(国家資格者等・監理技術者)

	技術者の要件	建設工事の種類 (項番 74)	有資格区分 (項番 75)
一般	資格等	記入不要	「表 4 専任技術者の資格一覧表(資格・免許及びコード番号)」で 又は の資格
特定建設業	資格	記入不要	「表 4 専任技術者の資格一覧表(資格・免許及びコード番号)」で の資格
	学歴 + 実務経験 + 指導監督的実務経験	2	01
	実務経験 + 指導監督的実務経験	5	02
	資格等 + 指導監督的実務経験	8	「表 4 専任技術者の資格一覧表(資格・免許及びコード番号)」で の資格
	大臣認定(指定建設業)	3	03
	大臣認定(指定建設業以外)	6	04

(注)

指定建設業(土木、建築、電気、管、鋼構造物、舗装、造園)の監理技術者にはなれません。

様式第十一号の二

記載要領

- この一覧表は、営業所に置く専任の技術者を除き、許可を受けようとする建設業又は許可を受けている建設業の種類にかかわらず、法第7条第2号ハ又は法第15条第2号イ、ロ若しくはハに該当する者（以下「国家資格者等・監理技術者」という。）について、次の場合に、それぞれの場合ごとに作成すること。
ただし、法第15条第2号ロに該当する者及び同号ハに該当（同号ロと同等以上）する者の記入は、特定建設業の許可を受けようとする者又は特定建設業の許可を受けている者に限り行うこと。
 - ①現在有効な許可をどの許可行政庁からも受けていない者が初めて許可を申請する場合
②現在有効な許可を受けている行政庁以外の許可行政庁に対し新規に許可を申請する場合
この場合、「(1)」を○で囲み、「申請者」の「届出者」を消すとともに、**7 1**「区分」の欄に「1」を記入し、国家資格者等・監理技術者全員について作成すること。
 - 一般建設業の許可のみを受けている者が新たに特定建設業の許可を申請する場合
この場合、「(1)」を○で囲み、「申請者」の「届出者」を消すとともに、**7 1**「区分」の欄に「2」を記入し、既に提出している国家資格者等・監理技術者一覧表（以下「既提出の一覧表」という。）に記入された技術者以外の国家資格者等・監理技術者（法第7条第2号ハに該当する者として既提出の一覧表に記入された技術者が法第15条第2号ロに該当する者であるときは、その者を含む。）について作成すること。
 - 既提出の一覧表に記入された技術者の有資格区分に変更があつた場合（法第7条第2号ハに該当する者として既提出の一覧表に記入された技術者が法第15条第2号ロに該当する者となつた場合を含む。）又は法第15条第2号ロに該当する者として既提出の一覧表に記入された技術者が当該一覧表記入の建設工事の種類に加えて新たな建設工事の種類について同号ロの指導監督的な実務の経験を有することとなつた場合
この場合、「(2)」を○で囲み、「申請者」の「申請者」を消すとともに、**7 1**「区分」の欄に「3」を記入し、当該変更があつた国家資格者等・監理技術者について作成すること。
 - (2)の場合を除き、既提出の一覧表に記入された技術者に加えて新たに国家資格者等・監理技術者を追加する場合
この場合、「(2)」を○で囲み、「申請者」の「申請者」を消すとともに、**7 1**「区分」の欄に「4」を記入し、新たに追加する国家資格者等・監理技術者について作成すること。
 - 既提出の一覧表に記入された技術者がこの一覧表の提出を行う建設業者の国家資格者等・監理技術者でなくなつた場合
この場合、「(2)」を○で囲み、「申請者」の「申請者」を消すとともに、**7 1**「区分」の欄に「5」を記入し、当該国家資格者等・監理技術者でなくなつた者について作成すること。
なお、婚姻等により氏名の変更があつた場合は、変更後の氏名につき上記(4)に該当するものとして、変更前の氏名につき上記(5)に該当するものとみなして、それぞれ作成し、提出すること。
- 「申請者」の欄は、この一覧表により建設業の許可の申請等をしようとする者（以下「申請者」という。）の他にこの一覧表を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 「地方整備局長
北海道開発局長
知事」、「国土交通大臣
知事」及び「**般特**」については、不要のものを消すこと。
- で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。
- 7 2**「許可番号」の欄の「**大臣**コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。
また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば**0 0 1 2 3 4**又は**0 1月0 1日**のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 7 3**「フリガナ」の欄は、カタカナで最初から2文字だけをカラムに記入すること。その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えば**ギ**又は**ハ**のように1文字として扱うこと。
また、「氏名」の欄は、姓と名の間に1カラム空けて、例えば**建設 田 郎**のように左詰めで文字をカラムに記入し、その上欄にフリガナを記入すること。
また、「生年月日」の欄は、「元号」のカラムに略号を記入するとともに、例えば**0 1月0 1日**のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
- 7 4**「今後担当できる建設工事の種類（建設業法第15条第2号ロ又はハ関係）」の欄は、**7 1**「区分」の欄に「5」を記入した場合を除き、特定建設業の許可を受けようとする者又は受けている者で法第15条第2号ロ又はハに該当する技術者がいる場合に、当該技術者が同号ロの指導監督的な実務の経験を有する建設業に係る建設工事又は同号ハにより認定を受けた建設業に係る建設工事について、次の分類に従い、該当する数字を次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。
「2」・・・法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当

様式第十一号の二

- 「3」・・・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）
- 「5」・・・・・・・・法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当
- 「6」・・・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）
- 「8」・・・・・・・・法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当

土木一式工事（土） 建築一式工事（建） 大工工事（大） 左官工事（左） とび・土工・コンクリート工事（と） 石工事（石） 屋根工事（屋） 電気工事（電） 管工事（管） タイル・れんが・ブロック工事（タ）	鋼構造物工事（鋼） 鉄筋工事（筋） 舗装工事（舗） しゅんせつ工事（しゅ） 板金工事（板） ガラス工事（ガ） 塗装工事（塗） 防水工事（防） 内装仕上工事（内） 機械器具設置工事（機）	熱絶縁工事（絶） 電気通信工事（通） 造園工事（園） さく井工事（井） 建具工事（具） 水道施設工事（水） 消防施設工事（消） 清掃施設工事（清） 解体工事（解）
--	---	---

また、「既提出の一覧表における建設工事の種類」の欄は、**7** **1**「区分」の欄に「3」を記入した場合に限り、既提出の一覧表の「今後担当できる建設工事の種類（建設業法第15条第2号ロ又はハ関係）」の欄に記入した数字を同様の要領により記入すること。

- 8 **7** **5**「有資格区分」の欄は、この一覧表に記入された技術者が該当する法第7条第2号及び法第15条第2号の区分（法第7条第2号ハに該当する者又は法第15条第2号イに該当する者については、その有する資格等の区分）について別表（二）の分類に従い、該当するコードを記入すること。

申請者が法人の場合
 許可申請者（法人の役員等）の住所、生年月日等に関する調書
 経営業務管理責任者については不要
 該当しないものを消す

住	所	さいたま市浦和区高砂3 - 15 - 1		
氏	名	鈴木二郎	生 年 月 日	昭和36年 5月 25日生
役	名 等	取締役（常勤）	← 常勤・非常勤の別を記入	
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容		
		← 「賞罰」及び「賞罰の内容」については、建設業に係る行政処分及び行政罰、その他の賞罰について記入 該当がない場合は、空欄に「なし」と記入		
上記のとおり相違ありません。				
		平成 年 月 日	氏 名	鈴木二郎 個人印

記載要領

- 1 「（法人の役員等）
（本 代理人）
（法 定 代 理 人）
（法定代理人の役員等）」については、不要のものを消すこと。
- 2 法人である場合においては、法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。以下「株主等」という。）について記載すること。
- 3 株主等については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「賞罰」の欄への記載並びに署名及び押印を要しない。
- 4 顧問及び相談役については、「賞罰」の欄への記載並びに署名及び押印を要しない。
- 5 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。
- 6 様式第7号別紙に記載のある者については、本様式の作成を要しない。

役員を兼ねている者については不要
 建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書

住	所	川口市西青木2 - 13 - 1		
氏	名	木田三郎	生 年 月 日	昭和40年 6月 26日生
営	業 所 名	戸田営業所		
職	名	戸田営業所長		
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容		
		← 「賞罰」及び「賞罰の内容」については、建設業に係る行政処分及び行政罰、その他の賞罰について記入 該当がない場合は、空欄に「なし」と記入		
上記のとおり相違ありません。				
		平成 年 月 日	氏 名	木田三郎 個人印

記載要領

- 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

申請者が個人の場合は不要

株主（出資者）調書

株主（出資者）名	住 所	所有株数又は出資の価額
鈴木太郎	さいたま市浦和区高砂3 - 15 - 1	1,500株
鈴木二郎	さいたま市浦和区高砂3 - 15 - 1	1,000株
佐藤一郎	行田市長野943	1,000株
田中建設(有)	北本市東間3 - 143	500株

株数、出資の価額を両方記入するときは、株数を上段、出資の価額を下段に記入

記載要領

この調書は、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者について記載すること。

（注）

個人の株主（出資者）については、「役員等の一覧表（別紙一）」及び「許可申請者の住所・生年月日等に関する調査（様式第十二号）」への記入が必要となります。

営 業 の 沿 革

創業以後の沿革	平成21年1月1日	創業（鈴木組）
	平成22年1月1日	(株)スズキ建設を設立（資本金500万円）
	平成25年4月1日	戸田営業所を設置

建設業の登録及び許可の状況	年 月 日	登録や許可（更新を除く）を受けている場合に記入
	年 月 日	

賞罰	年 月 日	「賞罰」及び「賞罰の内容」については、建設業に係る行政処分及び行政罰、その他の賞罰について記入 該当がない場合は、空欄に「なし」と記入
----	-------	--

記載要領

- 「創業以後の沿革」の欄は、創業、商号又は名称の変更、組織の変更、合併又は分割、資本金額の変更、営業の休止、営業の再開等を記載すること。
- 「建設業の登録及び許可の状況」の欄は、建設業の最初の登録及び許可等（更新を除く。）について記載すること。
- 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

所 属 建 設 業 者 団 体

団 体 の 名 称	所 属 年 月 日
一般社団法人 埼玉 業協会	平成21年4月1日

記載要領

該当がない場合は、空欄に「該当なし」と記入

「団体の名称」の欄は、法第27条の37に規定する建設業者の団体の名称を記載すること。

すべての申請時に必要

健康保険等の加入状況

・法人は登録している代表者印
・個人は実印

- ① 健康保険等の加入状況は下記のとおりです。
- ② 下記のとおり、健康保険等の加入状況に変更があつたので、届出をします。

平成 年 月 日

許可がある場合に記入

地方整備局長
北海道開発局長
埼玉県 知事 殿

法人にあってはその役員、個人にあってはその
事業主を含め、すべての常用の従業員数(建設業
以外に従事する者を含む)

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1
申請者 (株)スズキ建設
届出者 代表取締役 鈴木太郎 印

許可年月日

許可番号 国土交通大臣 許可(特) 第 号 平成 年 月 日
埼玉県 知事

該当しないものを消す

最も新しい許可(業種追加許可を除く)の年月日を記入

加入「1」
未加入「2」
適用除外「3」

(営業所毎の保険加入の有無)

営業所の名称	従業員数	保険加入の有無			事業所整理記号等	
		健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
本社	15人 (3人)	1	1	1	1健康保険	〇〇〇 〇〇〇
					2厚生年金保険	〇〇〇 〇〇〇
					3雇用保険	〇〇〇 〇〇〇
戸田営業所	8人 (0人)			1	健康保険	本店一括
					厚生年金保険	本店一括
					雇用保険	本店一括
	(人)				1 健康保険 事業所整理記号及び事業所番号を記入 2 厚生年金保険 事業所整理記号及び事業所番号を記入 協会けんぽの場合で、健康保険と厚生年金に共に加入しているときは、「健康保 険」・「厚生年金保険」の欄に同一の記号・番号を記入 健康保険組合に加入している場合は、「健康保険」の欄には組合名を記入(例 健康保険組合) 3 雇用保険 労働保険番号を記入	
	(人)				健康保険	
	(人)				厚生年金保険	
	(人)				雇用保険	
合計	23人 (3人)					

(注)

1 保険加入義務のある営業所(適用事業所)

社会保険(健康保険・厚生年金保険)は、個人事業主で常時5人以上の労働者を使用する営業所及び法人の営業所が適用事業所に該当します。

雇用保険は、労働者を1人でも雇用する営業所が適用事業所に該当します。

2 支店等が小規模な営業所であるため、人事管理部門がある本店ですべての保険加入の手続きを行っている場合(一括適用の承認や継続事業の一括の認可に係る営業所を除く)は、当該小規模な営業所について、「保険加入の有無」のすべての欄に「1」と記入し、「事業所整理記号等」の欄には本店に記入した内容と同一の内容を記入してください。

3 建設国保(埼玉県建設国民健康保険組合、埼玉土建国民健康保険組合等)に加入している場合

個人事業主で常時5人以上の労働者を使用する営業所又は法人の営業所であっても、健康保険の被保険者となるべき従業員が年金事務所長の承認を受けて建設国保に加入している場合は、適用除外となります(「保険加入の有無」の「健康保険」の欄には「3」と記入)。

社会保険等適用の確認資料

社会保険（健康保険・厚生年金保険）適用の確認資料

レ		書類
	年金事務所	次のいずれか又は同等のもの（事業所整理記号・事業所番号が明記されているもの）を提出 <ul style="list-style-type: none"> ・保険料納入告知額・領収済額通知書（写し） ・健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬月額決定通知書（写し） ・納入告知書納付書・領収証書（写し） ・健康保険・厚生年金保険適用事業所関係事項確認（申請）書（写し） ・社会保険料納入証明（申請）書（写し） ・適用通知書（写し）（領収証書等がない場合）
	健康保険組合	次のもの（厚生年金は、事業所整理記号・事業所番号が明記されているもの）を提出 <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険は、健康保険組合発行の保険料領収証書等（写し） ・厚生年金は、年金事務所発行の保険料領収証書等（写し）
	建設国保組合 土建国保組合	次のもの（事業所整理記号・事業所番号が明記されているもの）を提出 <ul style="list-style-type: none"> ・年金事務所発行の保険料領収証書等（写し）

雇用保険適用の確認資料

レ		書類
	職業安定所 （ハローワーク）	次のいずれか又は同等のもの（労働保険番号が明記されているもの）を提出 <ul style="list-style-type: none"> ・領収済通知書（写し） ・労働保険概算・確定保険料申告書（写し） ・雇用保険料納付済証明書（写し） ・雇用保険適用事業所設置届・事業主事業所各種変更届事業主控（写し）
	労働保険事務組合	次のいずれか又は同等のもの（労働保険番号が明記されているもの）を提出 <ul style="list-style-type: none"> ・労働保険料等納入通知書（写し） ・労働保険料等領収書（写し） ・雇用保険加入済確認願（写し）

様式第二十号の四（第四条関係）

（用紙A4）

主要取引金融機関名

政府関係金融機関	普通 長期 信用 銀行	株式会社 商工組合 中央金庫 信用金庫・信用協同組合	その他の金融機関
	銀行 支店	信用金庫 支店	
	銀行 支店	信用金庫 支店	

記載要領

- 1 「政府関係金融機関」の欄は、独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策投資銀行等について記載すること。
- 2 各金融機関とも、本所、本店、支所、支店、営業所、出張所等の区別まで記載すること。
（例 銀行 支店）